

政法第1511号-2
答申第411号
平成27年8月13日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年11月19日付け総第854号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第502号

平成22年4月12日付けで異議申立人から提起された、平成22年2月5日付け総第1939号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張はおおむね以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成22年2月5日付け総第1939号の行政文書不開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）による不開示決定（以下「本件決定」という。）中、「その他、被処分者に関し前記（3）の書面を交付するまでに懲戒処分手続上作成された文書一切」に関する不開示決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立人は、平成22年1月6日付けで実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、平成21年に発覚したいわゆる不正経理問題で、平成21年1月1日以降において、免職、停職及び減給の懲戒処分を受けた職員に関する下記の①から⑥までの文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ① 千葉県経理問題特別調査外部審査委員会の調査に基づき懲戒処分を受けた被処分者について、同委員会から千葉県又は千葉県知事宛てになされた被処分者の懲戒処分理由等が記載された報告文書（平成21年9月9日及び12月18日に公表された経理問題特別調査結果報告書には被処分者の氏名が記載されておらず、また処分すべき理由が抽象的にしか記載されておらず、これら2通の報告書を知事が受領しても処分手続は不可能であることから、懲戒処分に関しては別に文書が作成されている筈である）
- ② 懲戒処分発令のために懲戒処分担当部署が作成した懲戒処分の種類とその理由（事由）等を記載した起案書
- ③ 千葉県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第3条に基づき、被処分者に交付した処分を記載した書面の控え
- ④ 地方公務員法第49条第1項に基づき、被処分者に交付した処分の事由を記載した説明書の控え
- ⑤ その他、被処分者に関し前記③の書面を交付するまでに懲戒処分手続上作成された文書一切
- ⑥ マスコミに提供した文書

本件通知書はこのうち①及び⑤の文書に関する決定であり、異議申立ては⑤の文書に関するものである。

(2) 実施機関は、本件通知書により、①の文書については文書が存在しないことを理由として不開示とした。

(3) 実施機関は、⑤の文書について、「平成21年12月18日に処分を行った職員に関する聞き取り調査結果(〇〇を除く。)(⑤その他、被処分者に関し前記③の書面を交付するまでに懲戒処分手続上作成された文書一切)」と文書名を付した上で、これら文書のすべてについて不開示決定をしている。

なお、この不開示決定については、職員何名分のどのような文書があり、何故それらが不開示となっているのか、全く不明である。

(4) ところで、実施機関は、異議申立人が請求した上記文書中、⑤記載の文書については本件決定とは別に、総第1939号、平成22年2月5日付け行政文書部分開示決定通知において、「⑤手続上作成された文書」と名を付して部分開示決定している。

そこで、異議申立人は、この「⑤手続上作成された文書」に関する不開示決定についても異議を申し立てている。

しかし、異議申立人には、請求した⑤記載の文書で、本件決定と上記部分開示決定との間でどのように文書が分類されてそれぞれにおいて決定がなされているか全く分からない。

(5) 実施機関は本件決定で、文書⑤に記載された情報は、条例第8条第2号、第4号及び第6号に該当すると主張するが、いずれの不開示事由にも該当する情報ではない。

よって、本件決定中、文書⑤に関してなされた不開示決定の取り消しを求めるものである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会が行った実施機関からの理由の聴取に基づくと、本件決定に係る実施機関の説明はおおむね以下のとおりである。

1 対象行政文書について

(1) 本件開示請求によって特定した対象行政文書(以下「本件対象文書」という。)は、事実認定のため職員本人から聴取した記録等である。

2 不開示理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

ア 条例第8条第2号本文該当性について

氏名は、特定個人が識別される情報であることは明らかである。

イ 条例第8条第2号ただし書イの該当性について

非違行為事案を起こした職員の識別・特定に関する情報は、当該個人の非違行為歴として、個人の資質、人格又は名誉に関わる秘匿性の高い情報である。

県では「職員の懲戒処分等に関する公表基準」を制定し、同種非違行為事案の再発防止、その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、県民の信頼の確保に資することを目的とし、報道発表を行うことがあるものであるが、その場合でも、所属名及び氏名まで公にするケースとしては、収賄、横領、飲酒運転による交通事故等社会的影響の大きな事件に限られており、法令等の規定により又は慣行として公にすることを予定されているものには該当しない。

ウ 条例第8条第2号ただし書ロ及びニの該当性について

本件対象文書に係る情報は、同号ただし書ロ及びニに該当するものではない。

エ 条例第8条第2号ただし書ハの該当性について

本件対象文書に記載された情報は、当該職員の非違行為に係る情報であり、職務遂行に係る情報とは認められない。

(2) 条例第8条第4号該当性について

本件対象文書の対象となっている職員3名については、平成21年12月18日付けで千葉県警察本部長に告訴状を提出しており、情報公開請求のあった時点では、警察等による捜査中の時期であった。

本件対象文書については、それら犯罪行為の証拠となるべきものであり、これを公にすることにより、警察等による捜査情報の一部が流出するに等しい事態となり、その後の立件、公判の維持に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

(3) 条例第8条第6号ニ該当性について

人事管理とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分能力等の管理に関することをいうとされており、懲戒処分もここに該当するものである。

ところで、一般的に、懲戒処分の意義については、「任命権者が職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問う処分であり、それによってその地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とするものである。」とされている。

また、具体的にいかなる種類の処分をどの程度まで科すべきか、各任命権者が、行為の動機、態様、結果等の他、処分歴、他の公務員及び社会に与える影響等、種々の事情を総合的に考慮の上、判断すべきこととされ、広く裁量が認められているものである。

そのため、本書面にある非違行為が具体的に公になれば、非違行為の内容と処分内容の関連性のみが明らかになることとなり、実際にはその他の種々の事情等が存在して本件の処分量定となったにもかかわらず、それらの事情は鑑みられることなく公になり、仮に将来、本件の非違行為と同種の事件が起きた際の処分内容等の決定に影響を及ぼし、更正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが高まるものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求及び本件決定について

本件開示請求は、上記第2の2(1)のとおりである。また、本件決定は、第2の1のとおりである。

2 異議申立てについて

異議申立人は、上記第2の2(1)記載の文書の⑤にあたる「懲戒処分手続上作成された文書一切(職員への聞き取り結果等)」を不開示とした決定を取り消すことを求めているので、以下、本件決定の妥当性について検討する。

3 本件対象文書について

当審査会で本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、いわゆる不正経理問題に関して懲戒処分をされた職員を対象として行った県の聞き取り調査の内容が記載された文書(以下「本件調書」という。)である。

4 本件対象文書の不開示理由について

(1) 実施機関は、本件決定で、当該文書を条例第8条第2号、第4号及び第6号に該当するとして不開示とした。

(2) 当審査会において、本件調書を見分したところ、調査対象の被処分者は3名であり、実施機関の説明によれば、これら3名は、平成21年12月に懲戒免職処分となっており、また、刑法上の罪で、平成21年12月18日付けで千葉県警察本部長に告訴されたとのことである。

ところで、本件開示請求が受付をされた日付は平成22年1月6日であり、上記告訴が行われて間もない時期であったことが認められる。

実施機関によると、本件開示請求のあった時点では、本件調書の対象である被処分者3名に対する警察による捜査が正に行われているところであり、本件調書は、犯罪行為の証拠となるものであるから、警察等による捜査に支障を及ぼすおそれがあると判断したとのことである。

被処分者らに対する懲戒処分及びそれに引き続く告訴などの客観的な経緯に照らすと、実施機関の説明に不自然な点はなく、また、本件調書は、被処分者

が非違行為に関して県の調査に対し回答した調書であり、その後の捜査、立件及び公判の維持に必要な証拠資料と認めることができ、これらの情報が警察等による捜査中に公になると、警察等による捜査、立件及び公判の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことにつき、相当の理由があるものと認められる

よって、本件対象文書は、条例第8条第4号に規定する不開示情報に該当するものと判断する。

(3) 条例第8条第2号及び第6号該当性について

本件対象文書は、上記(2)のとおり、条例第8条第4号に該当し、不開示とすべきものと判断したことから、同条第2号、第6号に該当するか判断するまでもなく、不開示とすることが相当である。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、本件対象文書を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年11月19日	諮問書の受理
平成25年1月22日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年4月20日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成27年5月25日	審議
平成27年6月29日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
下井康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子暁	弁護士	
湊弘美	弁護士	

(五十音順：平成27年6月29日現在)